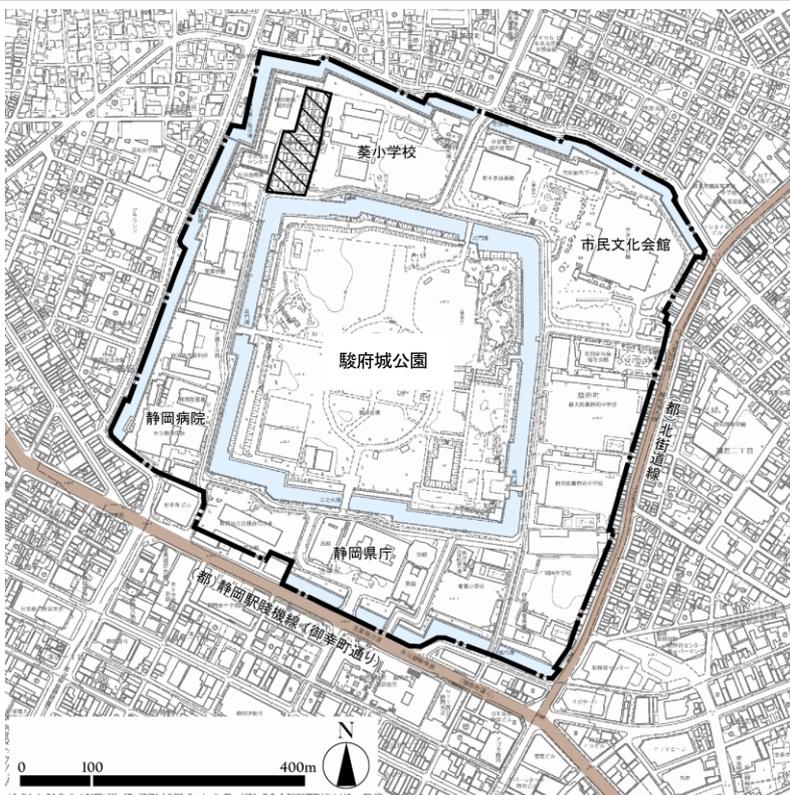


重点地区景观計画 駿府城公園周辺地区

重点地区景観計画 駿府城公園周辺地区

<p>■地区の名称 駿府城公園周辺地区</p>	 <p>※斜線の区域を「住宅地」、その他の区域を「公共施設集積地」とする。</p>
<p>■地区の区域及び面積 (法第8条第2項第1号)</p> <p>□地区の区域 葵区追手町9番6号他</p> <p>□面積 約 47.7ha</p>	
<p>■指定年月日 平成22年3月10日</p>	

1. 景観形成の目標及び方針 (法第8条第2項第2号)

本地区は、行政や文化の中核的な機能を担い、駿府城跡の歴史性を感じる静岡市の象徴となる風格のある重要な地区です。このため、風致地区を中心とした地域における景観維持や歴史性に配慮した景観形成に取り組むこととします。

1) 景観形成の目標

本地区は、官公庁施設や教育施設などが駿府城跡の堀周辺に集積し、政令指定都市としての風格を持つ区域です。駿府城跡の歴史的雰囲気を感じさせ、堀の周辺の木々の緑や水面がうるおいを与えてくれるなど、市民の憩いの空間となっている地区です。このような景観特性を踏まえ、景観形成の目標を次の3点とします。

目標①：政令指定都市として風格あるまち並み景観の形成

目標②：市民等が歴史性を感じ、親しめ、うるおいのある景観の形成

目標③：周辺商店街との回遊性を保ちながら、人々が集まり、賑わいのある景観の形成

2) 景観形成の方針

①土地利用の方針

本地区は、駿府城跡などの歴史的な地区において、官公庁機能施設や教育・文化機能、公園機能など大規模な敷地に集積立地していることから、今後も、駿府城の歴史性に配慮するとともに、拠点性、歴史・文化性を高め、周辺地域との回遊性を持たせるなど、都市機能の維持・更新に努めます。

また、本地区の北側一帯の住宅地については、落ち着いた住環境の維持・継承を図ります。

②道路・公園等に関する方針

区域内の道路は、現在の整備水準を維持します。補修や新たな整備の際には、駿府城跡の歴史的雰囲気と調和した景観素材の活用、仕上げ等に努め、安全で快適な道路空間を形成します。

駿府城公園は、市民が快適に憩い・集える場としての充実を図りつつ、坤櫓等の復元等を通じ、歴史や風格を感じる景観形成を図ります。

街灯やサインなどは、石垣や巽櫓、東御門、堀沿いの水辺など、駿府城跡の歴史的雰囲気と調和した規模、素材・色彩をできるだけ使用し、必要な位置に設置していきます。

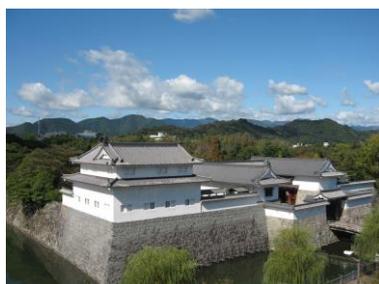
③まち並み形成の方針

建築物等は、駿府城公園との連続性、駿府城公園の中堀（二の丸堀）沿いの歩行空間からの見え方に配慮し、道路沿いに面する部分の外観は、石垣や巽櫓等との色彩の調和を図るとともに、付属施設・設備が一体になるよう努めます。

④色彩に関する方針

本地区の個性と魅力を高めつつ、地区の風致を維持し、風格や歴史・文化性を感じさせる色彩景観を形成します。

公共施設集積地については、市を代表する行政区画としての品格のある色彩景観を形成します。また、住宅地については、落ち着きのある色彩景観を形成します。



⑤屋外広告物の掲出に関する方針（法第8条第2項第5号イ）

屋外広告物は、風格あるまち並みの形成、駿府城跡の歴史的雰囲気との調和に配慮した掲出の位置、規模、色彩に配慮することとします。

特に広告物の色彩については、高彩度な原色を使用しないこととします。

なお、一般広告物は設置しないこととするとともに、光源が点滅するネオンサインは行わないこととします。

⑥緑化に関する方針

市道城内1号線沿い等は、花壇や生垣、低木等を設置し、敷地内緑化を推進するとともに、堀沿いの桜並木や駿府城公園との調和や緑の連続性を確保していきます。

花壇の設置等にあたっては、駿府城跡の歴史的雰囲気との調和、歩行空間の確保等に留意します。

⑦サイン、ストリートファニチャーに関する方針

サインは、施設全体でわかりやすく、かつ調和の取れた統一感のあるものとします。

また、道路に面する部分やポケットパーク内などでは、ストリートファニチャーの設置等により、まち並みに表情をつけ、明るく楽しい空間の創出に努めます。

⑧夜間景観に関する方針

駿府城跡の歴史的雰囲気を高め、魅力的な夜景景観の演出となるよう努めます。

⑨景観管理に関する方針

駿府城跡の歴史的雰囲気と調和のとれた景観を維持するため、堀や施設、樹木、緑地等の適切な管理に努めます。



2. 景観形成基準（法第8条第2項第3号）

1) 建築物の形態意匠

①建築物の意匠等	<ul style="list-style-type: none">○市道城内1号線沿いの建築物は、歴史性や風格を意識したデザインとなるよう留意する。○壁面後退部分の仕上げは、堀の石垣等、駿府城跡の歴史的雰囲気、隣接する道路等との調和に配慮した材質、色彩、デザインとなるよう工夫する。
②屋根	<ul style="list-style-type: none">○屋根の基調色は、別表の範囲とする。○ただし、無釉の和瓦、銅板、草葺によるものの色彩については、この限りではない。
③外壁	<ul style="list-style-type: none">○建築物の意匠は、歴史性や政令指定都市の風格が感じられるよう、周辺建築物とのデザインの協調に努める。
④外壁の素材	<ul style="list-style-type: none">○素材は、歴史性や風格を意識した木材、石やタイル、コンクリートなどを基調とし、ガラスや金属などの素材を用いる場合でも過度な光沢や反射は避けるなどの配慮を要する。○住宅地においては、歴史性等が感じられ、維持管理の容易な建材を使用する。
⑤外壁の色彩	<ul style="list-style-type: none">○外壁の基調色は、別表の範囲とする。○ただし、着色していない木材、土壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は公共施設集積地では見付面積の10分の1未満（住宅地にあつては5分の1未満）の範囲内で着色される部分の色彩については、この限りでない。
⑥建築設備	<ul style="list-style-type: none">○建築設備や屋外階段は、建築物と一体的なデザインとするとともに、道路から直接見えない位置に配置する。○やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和した色彩のルーバー等による修景を行う。
⑦駐車場	<ul style="list-style-type: none">○立体駐車場は周辺の建築物のデザインや色彩との調和に努める。道路に面する部分は、緑化やルーバー等により修景する。○平面駐車場や道路に面する部分は緑化や塀等により修景する。

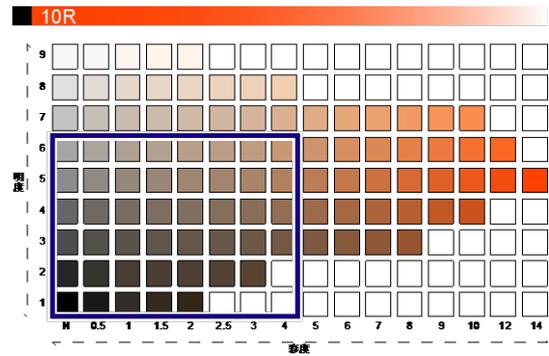
2) 工作物等の形態意匠

①擁壁	○擁壁は、石積みとする。やむを得ない場合は、化粧型枠などによる仕上げとする。
②サイン	○サインを設置する場合は、駿府城跡の雰囲気や周辺の樹木等との調和に配慮した材質、色彩、デザインとなるよう工夫する。
③ストリート ファニチャー	○彫刻やベンチなどのストリートファニチャーを設置する場合は、アイストップとなる位置や歩行者空間に隣接する箇所に配置し、駿府城跡の歴史性とうるおいある緑や水辺に十分配慮したデザインとする。
④自動販売機	○自動販売機は、建物の中に組み込む、又は、建物の外壁と調和した色彩の木製のルーバー等で修景する。 ○やむを得ず屋外に設置する場合は、色を5 Y7.5 / 1.5 とする。
⑤照明	○建築物や植栽、ストリートファニチャー等をライトアップする場合は、隣接する施設相互の照明に配慮し、効果的な夜間景観の演出に努める。
⑥緑化	○歩行者空間や堀に面する敷地では、四季折々の花や中低木を植栽する。 ○駿府城公園の中堀（二の丸堀）や歩行者空間に面する空地や駐車場・駐輪場等の敷地は、花壇や生垣の設置を図るとともに、中低木の植栽など、緑化に努める。 ○花壇設置にあたっては、堀の石垣等、駿府城の歴史的雰囲気との調和に配慮したデザインとなるよう工夫する。
⑦その他	○道路と敷地に段差が生じる場合は、駿府城の面影をイメージさせるよう石垣を用いるか、石垣らしい高質な整備に努める。

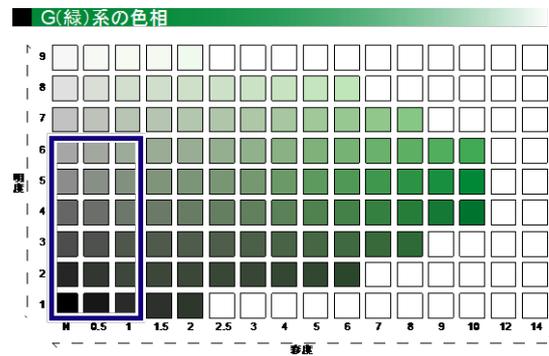
□屋根の色彩基準

色相	明度	彩度
10R～5Y	6以下	4以下
その他の有彩色	6以下	1以下 (無彩色を含む)

10R～5Yの場合



その他の有彩色の場合



□外壁の色彩基準

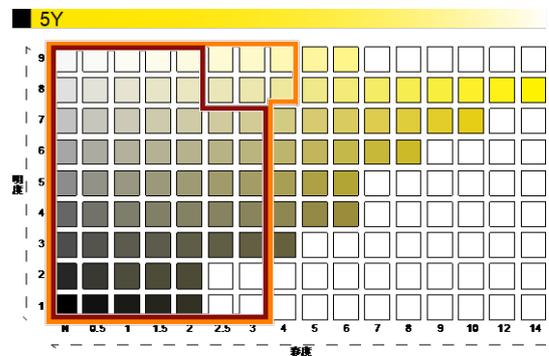
【公共施設集積地】

色相	明度	彩度
10R～5Y	8以上の場合	2以下 (無彩色を含む)
	8未満の場合	3以下 (無彩色を含む)

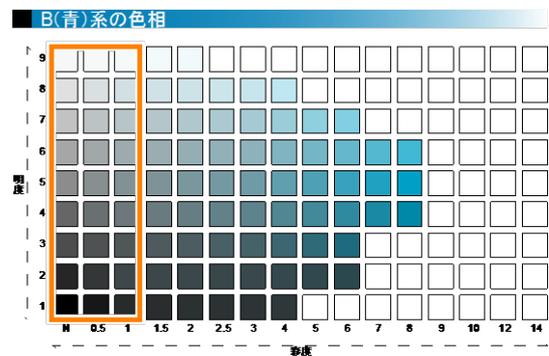
【住宅地】

色相	明度	彩度
10R～5Y	8以上の場合	4以下
	8未満の場合	3以下
その他の有彩色	—	1以下 (無彩色を含む)

10R～5Yの場合



【住宅地】その他の有彩色の場合



□ は公共施設集積地 □ は住宅地